官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産関係　五
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　二〇
会社その他
会社決算公告　三

省令

○農林水産省令第一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和